

令和 2 年度

第 3 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 2 年 6 月 5 日（金） 午後 1 時 30 分～

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（7 月 1 日公告）の決定

及び農用地利用配分計画原案の承認について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 事業計画変更並びに農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

議案第 6 号 庄原市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の

一部改正について

議案第 7 号 庄原市農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱の

制定について

備考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義		○	13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子		○
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則		○	20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

氏名	出席	欠席
波多 伸樹	○	

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原 直人	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任主事	宗信 彰吾	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	日野原 祥二		○
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太		○

事務局長	<p>ただ今より、令和2年度第3回総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>今回から通常通りの人数で開催いたしますが、引き続き会議時間の短縮に向けたご協力をお願いいたします。</p> <p>本日は、1番の入田委員、8番の増谷委員、17番の金本委員から欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、会議を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
議長	<p>続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。18番前田委員さん、20番島津委員さん、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、まず議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。受付番号6から10の5件について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下略)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。ここでご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>波多推進委員さんもご意見ありませんか。</p>
波多推進委員	<p>意見はございません。</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号6から10の5件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p>

	(なしという声)
議長	<p>それでは受付番号 6 から 10 について、申請のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 2 年 5 月期の申し込み分については、別冊「令和 2 年 7 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>(内訳を読み上げる。以下略)</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。なにかご質問・ご異議等ございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。</p> <p>採決に際しまして、名越委員さんと森兼委員さんは議事参与の制限を受けますので、一時ご退席をお願いいたします。</p>
議長	<p>「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案送付後に農用地利用集積計画に関連する、「農用地利用配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程いたします。</p> <p>事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条により、本市農業振興課から本市</p>

	<p>農業委員会に対して計画原案への意見を求められております。</p> <p>内容につきましては、先ほどご承認いただきました利用権設定の農地中間管理事業分に関わる農地となっています。</p> <p>(資料の配分計画の明細を読み上げる)</p> <p>以上の配分計画原案はこの農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公告されます。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。ここでご質疑を受け付けます。</p>
7 番三吉委員	<p>先ほどの採決の際に聞くべきだったが、農地中間管理事業分の整理番号 1 について期間が 5 年となっている。</p> <p>農地中間管理機構を介するなら期間は 10 年が一般的であるが、5 年となっていることに何か理由はあるのか。</p>
事務局員 (高野出張所)	<p>こちらの土地は兄弟間で持ち分者が何人かいらっしゃるって一人の登記がなされていない。</p> <p>この場合に期間は 5 年間で限度となっており、申請者にも了承していただいている。</p>
議長	<p>他にございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号 2 から 3 の 2 件について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 2 と 3 は同一箇所での一体的に行われる事業ですので、一括して説明させていただきます。</p>

事務局員 (本庁)	<p>受付番号 2・3</p> <p>位置等：説明資料の 3 から 5 ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：農振農用地区域からは令和 2 年 3 月に除外済み</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。ここで、ご質疑・ご意見等を受け付けます。 なにかございますか。</p>
議長	<p>資料に載っている宅地にはだれか住んでいるのか。</p>
2 番植木委員	<p>誰も住んでいらっしやらない。</p>
議長	<p>皆様の方から何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>受付番号 2 から 3 の 2 件について一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは受付番号 2、3 について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 4 号「事業計画変更承認並びに農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号 4 について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>本件は農地法第 5 条の規定により、令和元年 6 月 6 日付け指令庄農第 14 号にて許可済みの案件についての事業計画変更承認申請および新たな転用事業者の転用</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>許可申請に関わるものです。 内容は、転用事業者の変更で転用目的に変更はなしです。 なお、転用事業が完了していないため、改めて事業継承者を譲受人とする農地法第5条の転用申請書が提出されています。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>受付番号 4 位置等：説明資料の3ページと6ページに記載 転用事由：共同住宅及び駐車場 資金計画：全額借入資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外不要な都市計画区域の用途地域</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。何かご質問・ご意見等はございますか。 (なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。 受付番号4について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手多数、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第5号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号8から10の3件について事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(説明 以下 概略) 受付番号 8 位置等：説明資料の3ページと7ページに記載 潰廃事由：昭和60年に申請者の父が物置を建築し、現在まで建物敷地として利用している。 現地確認：現地は倉庫が建っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認</p>
<p>事務局員 (西城出張所)</p>	<p>受付番号 9 位置等：説明資料の8から9ページに記載</p>

<p>事務局員 (西城出張所)</p>	<p>潰廃事由：昭和 45 年より宅地として利用し、現在空き家となっている。 現地確認：現地は宅地が建っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号 10 位置等：説明資料の 10 から 11 ページに記載 潰廃事由：耕作者が高齢になり、耕作を放棄したため、潰廃した。 現地確認：現地は草木が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。何かご質疑・ご意見等ございますか。 (なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請について」受付番号 8 から 10 の 3 件を一括で採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは受付番号 8 から 10 について、申請のとおり、証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第 6 号「庄原市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について」を上程いたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>提案理由につきましては推薦及び応募の資格、申し込み取り下げ手続きを明記し、庄原市農地利用最適化推進委員選考会設置要綱の制定にかかる推進委員の委嘱に関する事項を整理するため、改正を行うものです。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>今回の改正では、同じ法律を基に運用している「農業委員の任命に関する規則」にできるだけ合わせるようにするため、2 条の推薦及び応募の資格を追加し、7 条で取り下げ手続きを明記しました。</p>

事務局員 (本庁)	<p>また、前回総会でどのような場合に選考委員会を開催するのかとのご指摘がありましたが、10条において、推薦を受けた者及び応募した者の数が定数を超えた場合、その他必要と認める場合に、関係者からの意見の聴取その他当該委嘱の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずることを明記いたしました。</p> <p>この必要な措置については、次の議案である選考委員会を設置し選考することを想定しております。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。ここで皆様のご意見を求めます。何かございますか。</p>
16番高坂委員	<p>2条に「法の規定により推進委員になることできない者」とあるが、「法の規定により推進委員になることができない者」の方がよいのではないか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>直します。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第7号「庄原市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱の制定について」を上程いたします。</p> <p>この件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>提案理由は、庄原市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考に関し、選考委員会を設置するため、提出するものです。</p>
事務局員 (本庁)	<p>先ほど議決いただいた、委嘱に関する規則第10条第1項に規定する推進委員の委嘱に際し、必要な措置を講ずるため、庄原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を設置します。</p>
事務局員	<p>前回総会で提出したものと比較いたしまして、4条で任期を規定し、6条で会議の</p>

(本庁)	詳細の規定を追加しております。 特に 4 条の任期に関しては、その都度会長が定め、当該選考が終了するまでの任期とすることにしてあります。
事務局員 (本庁)	なお、具体的な選考方法は、設置された選考委員会での話し合いで決めることとなります。 また、選考委員をどの方をお願いするかは、役員会で決めさせていただければと考えております。
議長	以上で説明が終わりました。 何かご質問・ご異議等ございますか。
6 番木村委員	第 6 条の 3 は、会長が選考委員以外の者を出席させるという意味で合っているか。第 3 条の(4)と意味が重なっているように思う。
事務局員 (本庁)	解釈に関してはおっしゃっていただいた通りに考えている。 第 6 条の 3 は、選考委員でない方に意見を聞きたい場合に備えてこの条項を付けている。
議長	他にございますか。
議長	選考基準については、その度選考委員会で決定するという事で合っているか。どこかに書いてあるのか。
事務局員 (本庁)	選考基準は、選考委員会を設置した中で決めていただくという想定をしている。規則の要綱として謳ってはいない。
議長	庄原市農業委員会として一定の選考基準を設ける必要があるかなと感じますが、皆さんはどう思われますか。
7 番三吉委員	規則の第 2 条に「農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者」が追加された。これをベースにして選考委員が判断されれば、改めてもっと細かい基準を定める必要はないと思う。
議長	他にご意見ございませんか。

議長	<p>他の市町は選考基準として農業の経験や経歴、年齢といった独自の点数を持っていると聞いた。</p> <p>ある程度基準になるものを作ったうえで、選考委員会でやる気や人柄を加味して決めていくほうがいいのかと思う。</p>
議長	<p>このことは、選考委員会を開いてその中で検討することも考えます。この後役員会でも議論いたします。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱の制定」について、事務局の提案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数、決定されました。</p>
議長	<p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。</p>
議長	<p>続いて、会長報告を行います。</p> <p>引き続きコロナウイルス拡大防止のため書類での会議、オンライン会議となっています。</p> <p>18日の常設審議委員会に出席の予定です。</p>
議長	<p>それでは、「その他」について事務局からお願いします。</p>
事務局 (本庁)	<p>(農地係長が、その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回役員会の内容について ・農業委員会事務の実地状況等の公表について ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける方への補助金等について <p>報告を行った。</p>
議長	<p>今までの説明で、何かご質問・ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>このメンバーでの会議は7月6日が最後となります。3年間担当した地域を見渡</p>

議長	<p>して、やり残したことはないか等振り返っていただきたいと思います。 コロナウイルスの補助金等のことでも担当地域で困っている農家の方がいらっし ゃったら、相談に乗っていただきたいと思います。</p> <p>それでは、これで、令和2年度第3回総会を終了させていただきます。(午後2時 28分) 本日はありがとうございました。</p>
----	---

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和2年6月5日

議 長
 (道下 和子) _____

18 番委員
 (前田 憲二) _____

20 番委員
 (島津 秀樹) _____